

2020年8月17日

医療の質・倫理検討委員会で承認された検査法

当院の医療の質・倫理検討委員会にて、下記の検査法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより検査を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	新型コロナウイルス感染症診断に係る歯科医師による検体採取について
実施責任者	三重大学医学部附属病院 病院長 伊佐地 秀司
対象者	医師または歯科医師が必要と判断した患者
承認日	2020年8月14日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>歯科医師は、歯科治療（歯科医行為）に伴う一連の行為として検体採取を行っていますが、歯科以外の患者への検体採取は認められていません。しかしながら、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の検査体制整備のため、歯科医師による検体採取行為は公衆衛生上の観点からやむを得ないとの見解が示されました。そのため、本院の診療機能を維持しつつ、さらなる検査体制の充実を目的に、当院に所属し、経験と知識を有すると病院長が認めた歯科医師に限り、新型コロナウイルス診断に係る検体採取を行います。また、検査の必要性の判断ならびに検体採取にあたっては、医師による適切な関与の下で行います。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>通常 of 医師による検体採取時と同様に、軽微な鼻出血等は発生する可能性はありますが、歯科医師が実施することによって特段に新たな不利益は発生しないと考えられます。処置が必要となった時には保険診療で対応いたします。</p>
お問い合わせ先	三重大学医学部附属病院 総務課 総務係 代表 059-232-1111（内線 6293）

以上